

議案第30号 小松島市身近な運動広場条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

平成27年度末をもって閉校する立江中学校及び坂野中学校の運動場を、市民の運動広場として利用に供するため、必要な改正を行うもの。

小松島市身近な運動広場条例(昭和56年小松島市条例第17号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考																				
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="235 644 1028 740"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勝浦川運動広場</td> <td>小松島市田浦町字中川原42番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <p>第5条 広場の利用は、無料とする。</p>	名称	位置	勝浦川運動広場	小松島市田浦町字中川原42番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1050 644 1843 874"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勝浦川運動広場</td> <td>小松島市田浦町字中川原42番地</td> </tr> <tr> <td>立江運動広場</td> <td>小松島市立江町字鍋寺36番地</td> </tr> <tr> <td>坂野運動広場</td> <td>小松島市坂野町字根上り37番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <p>第5条 広場の利用は、無料とする。<u>ただし、夜間照明を使用する場合は、次項に定める使用料を徴収する。</u></p> <p>2 <u>使用料は、次のとおりとし、利用の承諾の際徴収する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1066 1082 1827 1283"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>1時間まで</th> <th>1時間を超える 30分ごと</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>坂野運動広場</td> <td>1,700円</td> <td>850円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	勝浦川運動広場	小松島市田浦町字中川原42番地	立江運動広場	小松島市立江町字鍋寺36番地	坂野運動広場	小松島市坂野町字根上り37番地	区分	使用料		1時間まで	1時間を超える 30分ごと	坂野運動広場	1,700円	850円	<p>追加</p> <p>追加</p>
名称	位置																					
勝浦川運動広場	小松島市田浦町字中川原42番地																					
名称	位置																					
勝浦川運動広場	小松島市田浦町字中川原42番地																					
立江運動広場	小松島市立江町字鍋寺36番地																					
坂野運動広場	小松島市坂野町字根上り37番地																					
区分	使用料																					
	1時間まで	1時間を超える 30分ごと																				
坂野運動広場	1,700円	850円																				